

○国立大学法人筑波技術大学情報セキュリティ監査規程

平成 21 年 3 月 18 日
規 程 第 8 号

国立大学法人筑波技術大学情報セキュリティ監査規程

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学における独立性を有する者による情報セキュリティ監査の実施基準を定めることにより、本学ポリシー、実施規程及びそれに基づく手順（国立大学法人筑波技術大学情報システム運用基本規程（平成20年規程第2号）に規定するものをいう。）以下同じ。）が確実に遵守され、問題点が改善されることを目的とする。

(監査計画の策定)

第2条 情報セキュリティ監査責任者は、年度情報セキュリティ監査計画を策定し、全学総括責任者の承認を得る。

(情報セキュリティ監査の実施に関する指示)

第3条 全学総括責任者は、年度情報セキュリティ監査計画に従って、情報セキュリティ監査責任者に対して、監査の実施を指示する。

2 全学総括責任者は、情報セキュリティの状況の変化に応じて必要と判断した場合、情報セキュリティ監査責任者に対して、年度情報セキュリティ監査計画で計画された事案以外の監査の実施を指示する。

(個別の監査業務における監査実施計画の策定)

第4条 情報セキュリティ監査責任者は、年度情報セキュリティ監査計画及び情報セキュリティの状況の変化に応じた監査の実施指示に基づき、個別の監査業務ごとの監査実施計画を策定する。

(情報セキュリティ監査を実施する者の要件)

第5条 情報セキュリティ監査責任者は、監査を実施する場合には、被監査部門から独立した情報セキュリティ監査を実施する者に対して、監査の実施を依頼する。

2 情報セキュリティ監査責任者は、必要に応じて、本学外の者に監査の一部を請け負わせる。

(情報セキュリティ監査の実施)

第6条 情報セキュリティ監査を実施する者は、情報セキュリティ監査責任者の指示に基づき、監査実施計画に従って監査を実施する。

2 情報セキュリティ監査を実施する者は、実施手順が作成されている場合には、それらが本学ポリシーに準拠しているか否かを確認する。

3 情報セキュリティ監査を実施する者は、被監査部門における実際の運用が本学ポリシー、実施規程、手順に準拠しているか否かを確認する。

4 情報セキュリティ監査を実施する者は、監査調書を作成し、あらかじめ定められた期間保存する。

5 情報セキュリティ監査責任者は、監査調書に基づき監査報告書を作成し、全学総括責任者へ提出する。

(情報セキュリティ監査結果に対する対応)

第7条 全学総括責任者は、監査報告書の内容を踏まえ、被監査部門の部局総括責任者に対して、指摘事案に対する対応の実施を指示する。

2 全学総括責任者は、監査報告書の内容を踏まえ、監査を受けた部門以外の部門においても同種の課題及び問題点がある可能性が高く、かつ緊急に同種の課題及び問題点があることを確認する必要があると判断した場合には、他の部局の部局総括責任者に対しても、同種の課題及び問題点の有無を確認するように指示する。

3 部局総括責任者は、監査報告書に基づいて全学総括責任者から改善を指示された事案について、対応計画を作成し、報告する。

4 全学総括責任者は、監査の結果を踏まえ、本学ポリシー、実施規程、手順の妥当性を評価し、必要に応じてその見直しを指示する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。